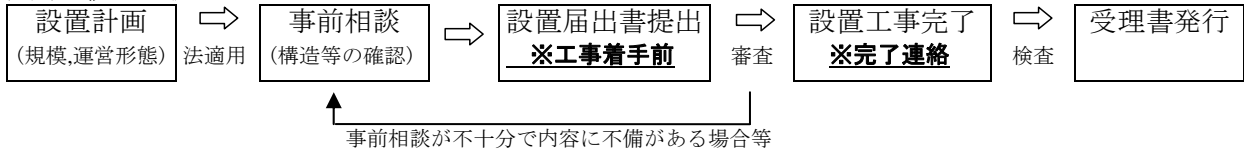


■「駐車場法」に基づく駐車施設の設置基準等について

○届出を要する路外駐車場の条件

地区	駐車場の規模	駐車施設の運営形態
都市計画区域	自動車の駐車のために供する部分（駐車マス）の面積が500m ² 以上のもの	一般公共の用に供されるもの（月極契約等を除く。ただし、特定の駐車区画等を指定しない場合は、対象となります。）

○届出手続きの流れ



※管理規定については供用開始後10日以内に届け出ることとなっている。

○届出を行う者

路外駐車場管理者であり、その利用について駐車料金を徴収する路外駐車場を設置する者

○提出書類

路外駐車場設置届出書

図名	縮尺	図面内容
位置図 平面図	1/5,000程度 1/200以上	路外駐車場の位置を表示した縮尺5,000分の1程度の地図 ①路外駐車場の区域 ②路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車車路その他主要な施設 ③路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋 以上が確認できる図面 (建築物である路外駐車場)
各階平面図	1/200以上	自動車車路その他主要な施設
立面図	〃	2面以上
断面図	〃	〃

○駐車マス

種別	マスの大きさ	梁下	台数割合
一般	幅、長さについては管理規程との整合が必要	2.1m以上	駐車台数100台につき 1台以上
車いす利用者用*	幅：3.5m以上		

*「福祉のまちづくり条例」により届出駐車場には、車いす利用者用の駐車マスを設置する必要があります。

○駐車施設構造その他の技術的基準等

1. 自動車の出口及び入口に関する規定（駐車場施行令第7条）

(1) 出入口を設けてはいけない場所

① 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分

- ・ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上附近、勾配の急な坂又はトンネル
- ・ 交差点の側端又は道路の曲り角から5m以内の部分
- ・ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
- ・ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
- ・ 軌道車の停留場及びバス停から10m以内の部分
- ・ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

② 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）昇降口から5m以内の部分

③ 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育所、精神薄弱児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ縁石線又はさくその他これに類する工作物により、車線が往復の方向別に分離されている道路外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の道路の部分を含む）

④ 陸橋の下、橋下、トンネル内、幅員6m未満の道路*の部分

⑤ 縦断勾配が10%を超える道路の部分

※ただし、自動車の出口及び入口の前面道路の幅員が6m未満の場合において、建築物の敷地のうち前面道路に接する敷地の部分を通路として使用することにより、道路幅員と当該通路幅員とを併せた幅員が6m以上となるときは、当該前面道路及び通路を併せて幅員6m以上の道路とみなすことができる。

- (2) 前面道路が二つ以上ある場合は自動車交通に支障の少ない道路に出入口を設けること
- (3) 駐車のために供する部分の面積 6,000m² 以上のときは、出口と入口の間隔を10m以上にすること

2. 車路(駐車場法施行令第8条)

車路は、自動車が円滑かつ安全に走行することができる構造で、次に掲げる要件に該当するものとする。

	幅員	屈曲部の内のり半径	梁下	傾斜部の縦断勾配
相互通行の場合	5.5m以上	5.0m以上	2.3m以上	17%を越えないこと
一方通行の場合	3.5m以上			

3. 車いす利用者用及び荷さばき用駐車施設の設置位置等(福岡市福祉のまちづくり条例)

設置位置及び表示

	設置位置	表示
車いす利用者用	建築物の出口及び入口付近その他効果的に活用されるような位置	路面に利用対象者を表示

4. その他駐車場法施行令第9条～15条の技術的基準を満足すること。

※届出を要する路外駐車場の適用を受ける駐車場については、以上の技術的基準等を考慮し、基本設計の段階で当課との協議をお願いします。

【問い合わせ】福岡市 道路下水道局 駐車場施設課 TEL(092)711-4443 FAX(092)733-5591

窓口受付時間 月・火・木・金 10:00～12:00 13:00～16:00 注) 本庁舎開庁日は除く
 ※水曜日は現地調査等のため受付していません。

詳しくはホームページをご覧ください。